

長岡都市計画地区計画の変更

(長岡市決定)

都市計画上条地区地区計画を次のとおり変更する。

名 称		上条地区地区計画			
位 置		長岡市大町、上条町、高畑町、土合町、町田町の各一部			
面 積		約 38.1 ha			
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR長岡駅から南へ約2km、都市計画道路長岡見附バイパスと長岡東西道路の結節部に位置する交通利便性の極めて高い地区である。また、地区の北側には既存の小中学校が立地しているほか、地区南側には総合病院の立地が予定されており、高い公益性を有する地区である。このような地理的条件のもと、本地区では、病院、生活利便施設を含む住居系市街地の形成を目的とした土地区画整理事業の実施が計画されている。</p> <p>このため、地区計画を策定することにより、合理的かつ健全な土地利用を誘導するとともに、建築物等の規制・誘導を積極的に行い、用途の混在を防止し、住宅、生活利便施設、病院が適切に配置された良好な市街地環境を形成し保持することを目的とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>良好な市街地の形成を図るため、地区内を用途地域区分に応じ、A地区（第一種中高層住居専用地域）、B地区（第一種住居地域）、C地区（第一種住居地域）の3つに区分する。</p> <p>A地区は、周辺の既成市街地と調和した良好な戸建て住宅地としての土地利用を誘導する。B地区は、店舗などの生活利便性を高める土地利用を誘導する。C地区は、病院用地と医療・健康に関連した土地利用を誘導する。</p> <p>なお、区域内における商業施設の床面積の総量は、10,000㎡程度を目安とする。</p>			
	地区施設の整備方針	<p>地区施設としては、地区内幹線道路及び公園を適切に配置し整備することにより、居住者の利便性及び安全性の向上を図る。</p>			
	建築物の整備方針	<p>良好な市街地環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を定める。また、敷地内には極力植栽を行い、地区の緑化に努めるものとする。</p>			
地区整備計画	位 置	長岡市大町、上条町、高畑町、町田町の各一部			
	面 積	約 33.3ha			
	地区施設の配置及び規模	区画道路 幅員 13.0m 総延長 約 740 m 公園面積 約6,900㎡			
	建築物等に関する事項	地区の区分	A地区 (第一種中高層住居専用地域)	B地区 (第一種住居地域)	C地区 (第一種住居地域)
		地区の区分の面積	約12.5ha	約6.8ha	約14.0ha
建築物の用途の制限	—	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4. 自動車教習所 5. 畜舎 6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項（店舗型電話異性紹介営業）の用に供するもの		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		7. 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるもの及び作業場の床面積の合計が50㎡以下の自動車修理工場を除く）	7. 工場
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	1,000㎡	—
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。</p> <p>ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。</p> <p>①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの</p> <p>②車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のもの</p>	<p>都市計画道路長岡東西道路及び都市計画道路上条町前田線に面する建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、3.0m以上とし、その他の道路及び隣地境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。</p> <p>ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は制限を緩和することとする。</p> <p>①外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの</p> <p>②車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3.0m以下のもの</p>	
		建築物の意匠の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色は、原色の多用を避け明るく落ち着いた色調とし、周辺環境との調和に努めるものとする。		
		かき又はさくの構造の制限	道路に面する部分のかき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は、生垣又はフェンス若しくは鉄柵等で透視可能なものとする。		
			ただし、道路面からの高さが1.2m以下のものにあつては、この限りではない。		

「区域は計画図表示のとおり」